

2022年3月11日

臨時的任用職員で会員の皆様へ

一般社団法人 鹿児島県教職員共助会  
理事長 加治屋 浩一郎

## 人事異動に伴う住所等の確認事項について

陽春の項、皆様方におかれましては、益々ご健勝のこととご拝察致します。人事異動に伴い、新たな赴任地等へ期待に胸を膨らませておられることと存じます。皆様のご活躍をこころより祈念申し上げます。

さて、共助会は2020年2月より臨時的任用職員の先生方も入会できるように規約等の改正を行って参りました。臨時的任用職員の先生方は2022年4月以降、勤務地等の変更が発生致しますので、毎年この時期の異動に伴う確認を行っております。

会員の皆様は下記事項のいずれかに該当されると思います。別紙の報告用紙に記入の上FAXまたは郵送にて共助会へご連絡下さい。多忙な時期とは思いますが、**4月11日（月）までに報告をお願いします。**

### 記

#### 1. 4月正規採用となる会員の場合

会費額算定について

共助会の会費額は、本会施行細則第10条の1により、「前年度の1月支給の基本給の1/100の月額とする」となっているため、当該年度の臨時的任用職員期間と新採1年目の会費は2,000円となります。新採1年目の会費額算定により新採2年目から給料の1/100で算定します。

4月の会費については、給与引き落としの手続きが間に合わないため、これまで通り口座からの引き落としとなります。5月から事務センターからの給与引き落とし取り扱いとなります。

#### 2. 引き続き臨時的任用職員（現職個人会員）となる会員の場合

臨時的任用職員会費2,000円を指定した口座から引き落としになります。

#### 3. 臨時的任用職員期間が過ぎた会員の場合

会費を納入することによって、引き続き2年間は、現職会員として継続することができます。退会を希望される場合は共助会までご連絡下さい。尚、本会を退会されますと、再入会することはできません。